

件名	愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法第155条第1項

【改正の概要】

- 平成20年4月1日から、東予地方局、中予地方局及び南予地方局を設置する。
  - 東予地方局・・・西条地方局と今治地方局を統合し、西条を本局、今治を支局とする。
  - 中予地方局・・・従来の松山地方局の管轄区域を所轄する。
  - 南予地方局・・・宇和島地方局と八幡浜地方局を統合し、宇和島を本局、八幡浜を支局とする。

改正後	改正前																														
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方局の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東予地方局</td> <td>西条市</td> <td>西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡</td> </tr> <tr> <td>中予地方局</td> <td>松山市</td> <td>松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡</td> </tr> <tr> <td>南予地方局</td> <td>宇和島市</td> <td>宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出先機関)</p> <p>第3条 東予地方局に今治支局を、南予地方局に八幡浜支局を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、知事は、必要があるときは、地方局に出先機関を置くことができる。</p>	名称	位置	所管区域	東予地方局	西条市	西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡	中予地方局	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	南予地方局	宇和島市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方局の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(出先機関)</p> <p>第3条 _____知事は、必要があるときは、地方局に出先機関を置くことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>地方局の名称、位置及び所管区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条地方局</td> <td>西条市</td> <td>西条市、新居浜市及び四国中央市</td> </tr> <tr> <td>今治地方局</td> <td>今治市</td> <td>今治市及び越智郡</td> </tr> <tr> <td>松山地方局</td> <td>松山市</td> <td>松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡</td> </tr> <tr> <td>八幡浜地方局</td> <td>八幡浜市</td> <td>八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡</td> </tr> <tr> <td>宇和島地方局</td> <td>宇和島市</td> <td>宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	西条地方局	西条市	西条市、新居浜市及び四国中央市	今治地方局	今治市	今治市及び越智郡	松山地方局	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	八幡浜地方局	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡	宇和島地方局	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
名称	位置	所管区域																													
東予地方局	西条市	西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡																													
中予地方局	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡																													
南予地方局	宇和島市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡																													
名称	位置	所管区域																													
西条地方局	西条市	西条市、新居浜市及び四国中央市																													
今治地方局	今治市	今治市及び越智郡																													
松山地方局	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡																													
八幡浜地方局	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡																													
宇和島地方局	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡																													

- 県税賦課徴収条例の一部改正(附則改正)

納税地に係る規定整備(第4条、附則第19条の2)

  - 県民税(配当割及び株式等譲渡所得割)、県たばこ税及び地方消費税の納税地：松山地方局 中予地方局

施行日	平成20年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局には、これまでどおり地域に密着した県民サービスを提供するため、本局と同様に、

- 旅券発給、納税証明や窓口収納など、県民への直接的なサービス提供部門
- 現場対応が必要な保健所や土木事務所、農林水産普及組織などの事業実施部門
- 災害・緊急時対応などの危機管理部門

を設置するとともに、業務の遂行に必要な職員を適切に配置し、支局管内の県民サービスを維持する。

また、新たに「支局長」を配置し、地方局長の指揮監督の下、管内の実情を把握し、災害対策などの総括や特命事項の処理等、総合的な視点から業務に当たらせることで、支局管内の迅速かつ機動的な業務執行体制を維持する。